

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年11月1日発行 No. 49

【連絡先：川俣町役場 02

令和5年秋開始接種のワクチン接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

町では、令和5年秋開始接種のワクチン接種を9月25日から開始しました。

使用するワクチンは、「オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン」です。

対象は、初回接種（1・2回目接種）を終了している5歳以上の方です。

国からのワクチン配送にあわせて、接種日程を決定しています。

【接種券等について】

◇高齢者（65歳以上）の方

春開始接種（5月～8月実施）を受けた方には、前回接種から3か月以上を経過した方から順次接種券を郵送しています。

町内の集団接種会場で受けた方へは、接種の日時を指定してご案内します。

※1 接種日時を指定された方で、**新型コロナワクチンの接種を希望しない方は、コールセンターまたは、インターネットで必ずキャンセルの手続きをしてください。**

※2 日程の変更を希望する方は、**コールセンターまたはインターネットで必ず手続き**をしてください。

◇64歳以下から12歳以上の方

前回接種から、3か月を経過している方へ順次接種券を送付します。

接種を希望する方は、コールセンターまたは、インターネットにて予約をしてください。

※ 前回の接種を受けなかった方は、お手元にある接種券を使用します。

紛失した場合は、健康増進係で再発行の申請をお願いします。

接種を希望する場合は、接種券がお手元にある状態で必ず予約をお願いします。

【予約の方法】

予約には接種券番号が必要です。お手元に接種券を準備してから行ってください。

予約は、コールセンターまたはインターネットでお願いします。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）
インターネット <https://jump.mrso.jp/073083/>

12歳以上の方の新型コロナワクチン接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

		公的関与		
追加 接種	初回接種（1・2回目）を終了している5歳以上の方	65歳以上	○	町で接種日時を指定します。
		64歳以下で基礎疾患あり	○	希望の場合は予約してください。
		上記以外	×	希望の場合は予約してください。

【公的関与】被接種者・保護者に対する努力義務、市町村に対する接種勧奨の義務

※初回接種（1・2回目）を希望する方は、コールセンターへご連絡をお願いします。

使用するワクチンは、「オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン」です。

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象の方へは、接種券をこれから発行予定です。

国からのワクチン配送に合わせて、接種日程を決定します。

初回接種（1・2回目）・追加接種（3回目以降）を希望する方は、コールセンターへご連絡ください。小児用ワクチンを使用します。

生後 6 か月～ 4 歳の方の新型コロナワクチン接種について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線 2201】

3 回目までの 1 セットで初回接種となります。乳幼児用ワクチンを使用します。
1 回目・2 回目は 3 週間、2 回目・3 回目は 8 週の間隔をあけて接種します。
生後 6 か月を迎えた方へは、郵送で接種の案内をします。
接種を希望される場合は、コールセンターへご連絡ください。

【相談窓口】

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
・フリーダイヤル 0120-761-770
・受付時間 9 時～21 時（土日祝日も実施）

もしもし



福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター
・フリーダイヤル 0120-336-567
・受付時間 9 時～20 時（土日祝日も実施）



はい

福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口
・フリーダイヤル 0120-191-567
・受付時間 9 時～20 時（土日祝日も実施）

【令和 5 年 10 月 1 日～】新型コロナウイルス対応について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線 2201】

10 月 1 日から治療費の公費負担支援が変わりました。

①新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費
（国指定のものに限る）

➡下記の自己負担額を除き公費負担

【自己負担額】	3 割の方	9,000 円
医療保険の自己負担割合	2 割の方	6,000 円
の区分ごとに上限を設定	1 割の方	3,000 円

②入院医療費

➡高額療養費制度の自己負担限度額から
原則 1 万円を減額

※1 詳しくは医療機関窓口等にご確認ください。

※2 食事代は公費支援の対象外です。



基本的感染対策はインフルエンザにも有効です。

これまで行ってきた基本的感染対策は引き続き有効です。

- ①場面に応じたマスクの着用 ②手洗い等の手指衛生
③換気 ④「3密」の回避 ⑤人と人との距離の確保



体調に異変を感じたら（発熱、喉の痛みなどがあるときは）

慌てずに症状を確認し、検査キットで自主的な検査を行いましょう。

※1 検査目的の受診は控えてください。

※2 高齢の方や基礎疾患がある方は、まず、かかりつけ医にご相談ください。

検査キットはあらかじめご自身で備えておきましょう。

※1 医療用または一般用として国が承認したもの（「体外診断用医薬品」「第 1 類医薬品」）

※2 「研究用」は国が承認したものではありません。



もし陽性になったら

◇症状が軽い方は、自宅等で療養を開始しましょう。

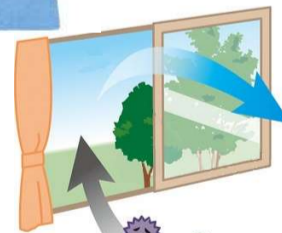
◇症状が重い方、**重症化リスクの高い方**は、事前に連絡をして
からかかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

◇陽性になった場合は次のことが推奨されています。

- ・発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 24 時間経過するまでの間は外出を控える。
- ・その後も 10 日を経過するまではマスクを着用するなど、周りにうつさないよう配慮する。

◇家族が陽性になった場合は次のことが推奨されています。

- ・5 日間は体調に注意し、重症化リスクの高い方との接触を控える。



重症化リスクの高い方

- ① 65 歳以上
- ② 基礎疾患を有している
- ③ 妊娠している